

マイナンバー等分科会における マイ・ポータル の検討状況について

マイナンバー等分科会 中間とりまとめの概要

「世界最先端のIT利活用社会」のインフラとして、マイナンバー制度の普及と利活用を図るため、国・地方・民間が連携して取り組むべき事項を取りまとめ。

【目指すべき社会】

- 誰もがより安全・安心にインターネットを利用できる基盤を持つ社会
- 誰もが必要な時に自身の情報にアクセスし、利活用でき、サービスへの満足度が向上する社会
- 国・地方・民間の様々な手続き・サービスが、シームレスかつ効率的に連携し、広く電子的に完結できる社会

<p>個人番号カード</p> <p>誰もが取得できる 実社会・オンラインの 本人確認手段</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 暮らしに係る公的サービスに係るカード類(健康保険証、印鑑登録カード等)や、広く保有される資格の証明書類(国家資格等の資格の証明書、国家公務員身分証明書等)等の、個人番号カードへの一元化／一体化 • コンビニ交付等、個人番号カードを利用した利便性の高いサービスの拡大 • 官民の様々な本人確認を要する手続きでの利用に向けた調整・周知 • オンライン本人確認手段である公的個人認証サービスの行政・民間利用の拡大 • 取得に係る本人負担の軽減 等
<p>マイポータル/マイガバメント</p> <p>暮らしに係る利便性の高い 官民オンラインサービスの提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者に係る特定個人情報や医療・介護・健康等に係る自己情報の閲覧 • 利用者の利益になる情報を提供するプッシュ型サービス • 引越しや死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス • サービスに必要な情報をデータで入手・利用できる仕組み • シームレスなサービス利用に向けた本人確認に係る官民連携基盤 • スマートフォンやCATV等、利用チャンネルや認証手段の拡大 • 高齢者等が安心して利用できるサポート体制や代理利用の環境整備
<p>個人番号/法人番号</p> <p>名寄せ・突合による 情報の正確で迅速な確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 行政における個人番号を利用した業務・システム見直し • 行政が保有する法人に係る公開情報への法人番号の付与の徹底 • 法人番号を利用した法人ポータルの構築

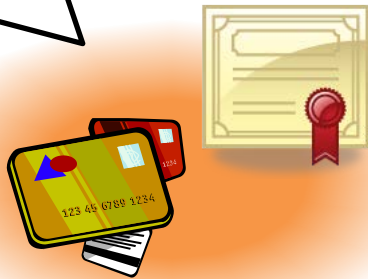
これらに近接し、更なるメリットが期待できる以下の分野へのマイナンバー利用範囲の拡大等を検討

①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車登録事務

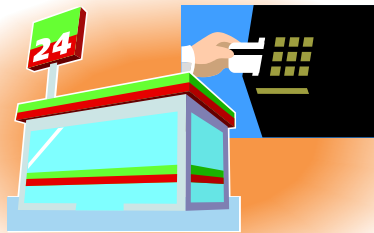
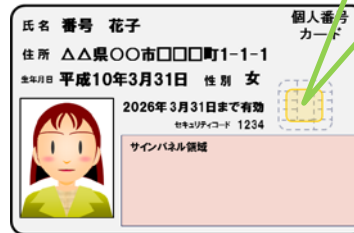
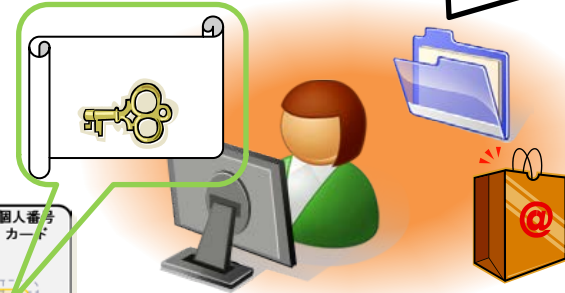
個人番号カードの普及・利活用

「世界最先端のIT利活用社会」実現に向け、日本国に住民票のある人であれば誰でも取得できる実生活／オンラインの本人確認手段として、個人番号カードの普及・利活用を拡大。

職場・役所・病院等で必要なカード類(健康保険証、印鑑登録カード、公務員身分証明書等)や、紛失等の恐れのある国家資格等の資格の証明書を、個人番号カードに一体化／一元化



個人番号カードで利用できる、安全・安心なオンライン本人確認手段である公的個人認証サービスについて、対面・書面に代えて、官民の様々な手続きに利用を拡大



窓口外、時間外の利用が可能なコンビニ交付等、個人番号カードを利用した利便性の高いサービスを拡大



身近な公的身分証明書として、様々な官民の本人確認を要する場面で利用できるようにするとともに、取得に係る本人負担を軽減

マイポータル／マイガバメントの構築

利用者の特定個人情報等の閲覧を可能とする情報提供等記録開示システム(いわゆるマイポータル)を拡張し、暮らしに係る官民の利便性の高いオンラインサービスを、誰もが安全かつ手軽に利用できる「マイガバメント」を構築する(※名称については見直しを検討)。

提供する主なサービス

利用者の自己情報の閲覧

利用者の特定個人情報や医療・健康・介護等に係る自己情報を、マイポータルや公的個人認証を利用して、分かりやすく、タイムリーに、必要に応じ閲覧可能に

プッシュ型サービス

利用者に係る情報に基づき、その利益になる情報(政府広報等お知らせ、子育て等サービス情報、給付金等の資格通知、権利の得喪に係るアラート等)を提供

ワンストップサービス

引越しや死亡等のライフイベントの際に必要なとなる官民の様々な手続きを、オンラインで一括化

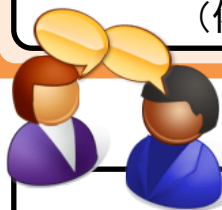
利便性の高いサービス利用に必要な基盤

電子的に完結するよう、必要な情報をデータで入手・利用する仕組み(マイポータル/電子私書箱)

(例: 生命保険料控除証明書等をデータで受信し、そのままe-taxによる確定申告等に利用等)

シームレスな官民サービス利用を可能とする、本人確認に係る官民連携基盤

(例: 民間ポータル上でのお知らせ確認、e-taxで確定申告→そのままオンライン銀行で納付等)



サポートを受けながらの利用や
代理人による利用に係る環境整備



スマートフォンやCATV等、
利用チャンネルや認証手段を拡大

個人番号／法人番号

個人番号】

● 個人番号を利用した業務見直し

国において、個人番号を利用する事務について、システムによる情報連携を念頭に、対面・書面の必要性を含め、業務・システムの見直しを進めるとともに、同様の対応が求められる地方公共団体に対し、法令解釈やシステム仕様等について、必要な助言・情報提供等の支援を行う。

● 個人番号の利用範囲の拡大

現行可能なマイナンバー制度を利用した取組に近接し、公共性が高く、情報連携等により更なるメリットが期待される事務、具体的には①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番（口座名義人の特定・現況確認等に係る事務）、④医療・介護・健康情報の管理・連携等に係る事務、⑤自動車の登録に係る事務について、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、個人番号の利用範囲の拡大等を検討する。

【法人番号】

● 行政が保有する法人に係る公開情報への法人番号の付与

国や地方公共団体が法人に係る情報（調達、免許・許認可、処分・勧告等）を公開する際に、法人番号を併せて公開することで、検索・利用を容易にする。そのために、関連する行政手続きにおいて法人番号を求め、法人情報の適切な管理を図る。

● 「法人ポータル」の構築

法人が、行政機関が保有する自身の情報の閲覧、調達や補助金等に係る情報入手や、各種のオンライン手続き等を行える「法人ポータル」を構築する。

● 既存の番号との連携拡大等

国内外で法人に付されている既存の番号との連携を進めるとともに、個人事業主等に対する付番等について、具体的な利用ニーズ等を検討する。

IT総合戦略本部の体制

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）

本部長：内閣総理大臣

副本部長：IT政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣

本部員：本部長・副本部長を除く全国務大臣、内閣情報通信政策監及び有識者（10名以内）

新戦略推進専門調査会（親会）

会長：内閣情報通信政策監（政府CIO）

委員：高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し優れた見識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する政府の戦略等の推進管理等を行う

各府省情報化統括責任者
（CIO）連絡会議

電子行政オープン
データ実務者会議

パーソナルデータに
関する検討会

ITコミュニケーション
活用促進戦略会議

情報セキュリティ
政策会議

電子行政分科会

農業分科会

医療・健康分科会

人材育成分科会

防災・減災分科会

新産業分科会

道路交通分科会

規制制度改革分科会

マイナンバー等
分科会

ワーキンググループ
データ

ワーキンググループ
ルール・普及

ワーキンググループ
技術検討

IT戦略におけるマイナンバー制度の位置づけ

(改訂) 「世界最先端IT国家創造宣言」及び「工程表」 (平成26年6月24日閣議決定)

	「マイガバメント（仮称）」の実現	個人番号カードの普及	マイナンバー及び法人番号の利活用
創造宣言	<ul style="list-style-type: none"> 政府情報システムについて、個人番号カード等による本人認証を一括して行える<u>認証プラットフォーム（仮称）の構築に向けて検討。</u> マイポータルをスマートフォンやCATV等、<u>多様なチャネルで利用可能に。</u> マイポータルの機能を拡大し、暮らしに係る利便性の高い官民オンラインサービスを可能とする<u>「マイガバメント（仮称）」を実現。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ICチップの空き領域や公的個人認証サービス等を活用、<u>健康保険証などのカード類を一体化/一元化。</u> 個人番号カードで利用できる<u>サービスの拡大、民間利活用場面の拡大、本人確認手段としての利活用場面の拡大。</u> <u>取得に係る負担の軽減。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関が公表する法人情報に法人番号を併記。法人情報の検索等を容易にし、利用価値を高める。 法人に係るワンストップサービス等を実現するために必要な<u>「法人ポータル」を構築。</u> 情報連携等により更なる効率化・利便性の向上が見込まれる分野については、<u>マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討。</u>
工程表	<p>【短期（2014年度～2015年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> マイポータルの活用を前提に、<u>主な機能・内容（プッシュ型サービス、ワンストップサービス等）について検討。</u> 認証プラットフォーム（仮称）の構築に向けて検討するなど、本人確認やAPI等の連携の枠組みを構築。 スマートフォンやCATV等、<u>利用チャネル及び認証手段の拡大に向けた検討。</u> 公共施設への端末の設置等、情報弱者の利用に向けての対応策の検討。 <p>【中・長期（2016年度～2021年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2017年1月以降、順次、 ① <u>主な機能のサービス提供の開始</u> ② 本人確認の連携による官民オンラインサービスのシームレスな連携の実施 ③ <u>利用チャネル及び認証手段の拡大</u> ④ 情報弱者対応策の実施 	<p>【短期（2014年度～2015年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2016年1月以降、順次、 ① 交付開始（<u>費用負担が生じないように検討</u>） ② <u>一元化/一体化、市町村の独自利用推進</u> ③ 個人番号カードを用いたサービスを利用できる地方公共団体等及び対象の手続きを拡大 ④ 身分証明書としての取扱上の留意点を含め、調整・周知 ⑤ 公的個人認証サービスについて、対象となる行政手続等の拡大・見直しについて検討、署名検証者の民間事業者への拡大に向けた実証・働きかけ <p>【中・長期（2016年度～2021年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>一元化/一体化、市町村の独自利用推進</u> ② <u>民間事業者の空き領域利用ニーズを検討</u> ③ 個人番号カードを用いたサービスを利用できる地方公共団体等及び対象の手続きを拡大 ④ 身分証明書としての利用を推進 ⑤ 公的個人認証サービスの対象手続きの拡大・見直し、民間事業者への利用の働きかけ 	<p>【短期（2014年度～2015年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2016年1月以降、順次、 ① 行政機関が公表する法人情報に法人番号を併記 ② 「法人ポータル（仮称）」の検討・構築 ③ 法人情報の効率的・効果的な利活用方策について検討・実施・推進 ④ <u>2014年秋までに、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討を行い、政府CIOに状況を報告</u>（特に①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車検査登録事務等）。 <p>【中・長期（2016年度～2021年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 2018年1月以降、公表する法人情報には原則法人番号を併記 ② 2017年1月より「法人ポータル（仮称）」の運用開始 ③ 法人情報の効率的・効果的な利活用方策について検討・実施・推進 ④ 個人事業主や法人の支店等に対する法人番号の付番について検討 <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について、<u>番号法改正法案を提出。</u>